

## 第50回新潟市緑化審議会議事録

開催年月日	令和元年9月3日(火) 午後2時00分から午後3時30分		
開催場所	新潟市役所本館 第3委員会室		
	委員氏名	出・欠	議事次第
会長	紙谷 智彦	出	1. 開 会  2. 諮問 ○議案第1号 保存樹等の指定について  3. 報 告 ①保存樹等の指定解除について ②新潟市みどりの基本計画第2次実施計画の一部改訂について  4. 閉 会
副会長	岡崎 篤行	欠	
委員	岩田 統子	出	
"	椎谷 照美	出	
"	菊野 麻子	出	
"	田中 創	出	
"	渡辺 猛	出	
"	小林 猛	出	
"	佐藤 祥子	出	
"	野俣 剛直	欠	
"	相澤 雅子	出	
"	猪俣 恵	出	
出席者 合計	10 人		

上記議題の審議経過は、本議事録のとおりである。

令和元年 10月 1日

新潟市緑化審議会 議事録署名委員 佐藤 祥子

議事録署名委員 椎谷 照美

■ 第 50 回 新潟市緑化審議会

日時：令和元年 9 月 3 日（火）午後 2 時～

会場：新潟市役所本館 第 3 委員会室

（司 会）

それでは、ただいまより「第 50 回新潟市緑化審議会」を開会いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして大変ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます新潟市土木部公園水辺課課長補佐をしております竹石と申します。よろしくお願いいたします。

まず、最初に委員の皆様をお願い申し上げます。「新潟市緑化審議会の傍聴に関する要領」では、会場内での撮影、録画、録音などは行わないこととされておりますが、審議会の許可を得た場合はこの限りではないとされております。事務局で議事録作成の関係上、録音の許可をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、新潟市土木部長の吉田よりご挨拶を申し上げます。

（吉田土木部長）

皆様、こんにちは。土木部長の吉田でございます。

本日は、大変お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日ごろより本市が進めております「水と緑のまちづくり」に、多大なるご尽力とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の審議会では、次第にもありますように、保存樹の指定についての諮問が 1 件のほか、報告事項といたしまして 2 点報告をさせていただきます。

さて、皆様の任期が今年の 10 月いっぱいということで、残すところわずかとなっております。本日の会議が今期の最後の審議会になろうかと思っております。委員の皆様におかれましては、今後とも市民とともに進めております樹林、樹木の保全および緑化の推進ならびに緑地の整備と維持管理など、市の緑化施策のさらなる推進に変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

併せて、これまで皆様からいただきましたご提言、ご助言を今後のまちづくりに生かすこととしております。これまでのご協力にいたしまして、重ねてお礼を申し上げるところでございます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

本日の当審議会の委員の皆様の出席状況ですが、事前に送付させていただきました資料の次第の次に委員名簿、そして座席図がついておりますけれども、そこをご覧いただきながらですけれども、本日は新潟大学自然科学系教授の岡崎篤行様、一般社団法人新潟市造園建設業協会副理事長の野俣剛直様の2名が欠席されております。委員12名の内、10名が出席されておまして、委員定数の半数以上の委員が出席していることから、新潟市緑化審議会規則第5条第2項に基づきまして会議は成立しております。ご報告させていただきます。

次に、皆様に事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。今ほど話しましたが、審議会の次第、そして委員名簿、座席図。そして、資料1、資料2、資料3が事前に送付させていただいたものです。あと、本日机上に配付させていただきました「緑百年物語」森とともに生きる春、そして、森とともに生きる秋の2種類の冊子。そして、にいがた森のシンポジウムのチラシです。以上になります。資料のない方いらっしゃいましたらお申し出いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日の会議の流れですけれども、次第をご覧ください。この後、紙谷会長に会議の進行をお願いいたしまして、次第2、議案第1号「保存樹等の指定について」委員の皆様よりご審議していただきます。そして、次第3①保存樹等の指定解除について、②新潟市みどりの基本計画第2次実施計画の一部改訂について、この2点について事務局より説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。まず、土木部公園水辺課課長玉木でございます。

(公園水辺課玉木課長)

玉木です。今日はよろしくお願いいいたします。

(司 会)

同じく、五十嵐です。

(事務局：五十嵐)

公園水辺課管理係の五十嵐です。よろしくをお願いします。

(司 会)

同じく、長谷部です。

(事務局：長谷部)

企画係の長谷部でございます。どうぞ、よろしくお願いいいたします。

(司 会)

同じく、中村です。

(事務局：中村)

中村です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

なお、委員の皆様のご紹介につきましては、本日お配りしております委員名簿、そして座席図をもって紹介にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、議長であります紙谷会長にお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

(紙谷会長)

紙谷です。よろしくお願いいたします。最初に議事録に関して、審議会運営要領第3条にあります審議会の議事録は、会長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとあります。議事録署名委員は、後日、事務局が作成した内容を確認していただき署名することになっております。それでは、議事録署名委員を指名いたします。今回は佐藤委員と椎谷委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事次第2、議案第1号「保存樹等の指定について」委員の皆様にご諮ります。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：中村)

事務局の中村です。私から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

「保存樹等の指定について（諮問）」説明をさせていただきます。はじめに、保存樹等の指定数について、ご説明をいたします。表1は、令和元年9月現在における新潟市の保存樹指定状況を示しております。保存樹を233本、保存樹林を16件、保存樹林の生垣を7件指定してございます。これは、のちほど報告いたします指定解除樹木をすでに除いた値となっております。

次に保存樹等は新潟市樹木の保全および緑化の推進に関する条例第7条に規定してあり、良好な緑の自然環境を確保し、かつ美観風致を維持するため必要があると認める場合、規則に定める基準により保存樹等指定の申請があった樹木について、緑化審議会の意見を聞いて指定することができます。今回は、西区にある3本の樹木について申請を受けております。保存樹の指定基準を青枠内に示しておりますが、申請されました樹木は1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上、また高さにおいても12メートル以上あるため①、②の指定基準を満たしてございます。次に、今回申請された樹木位置の確認です。西区赤塚地内となっており、近くには佐潟がございまして、なお、申請樹木は1から3は近接した

ところがございます。

それでは、1から3のエノキについてご説明させていただきます。今回、申請のあった樹木はエノキとなります。こちらは、申請樹木1から3のエノキの参考文献をまとめたものとなっております。参考としてご覧ください。はじめに申請樹木1の所在地ですが、佐潟の北西側に位置してございます。次に、申請樹木1を北東側および南西側から撮影した写真となっております。どちらの写真も令和元年7月16日に撮影したものとなっております。申請者の方にお話を伺ったところ、樹齢は推定となりますが40年程度ということとなり、西区の赤塚から越前浜にかけて分布しているエノキ林の中で最も樹齢が長いとのことでした。

次に、こちらが枝葉や幹の写真となっております。樹高につきましては12メートルポールより2メートルほど高く、約14メートルとなっております。幹の周囲は2.4メートルとなっております。次に、申請樹木2の所在地ですが、申請樹木1より少し西側に行ったところがございます。こちらが申請樹木2を東側から撮影した写真です。申請者から話を伺いましたが、こちらの樹齢については不明とのことでした。こちらが枝葉や幹の写真となっております。樹高につきましては、12メートルポールより1メートルほど高く約13メートルとなっております。幹の周囲は2.2メートルとなっております。最後に申請樹木3の所在地についてですが、申請樹木2に密接した箇所がございます。申請樹木3を東側および西側から撮影した写真となっております。申請者からお話を伺いましたが、こちらについても樹齢については不明とのことでした。次に枝葉や幹の写真となります。樹高につきましては、12メートルポールとほぼ同じ高さにございましたので、約12メートルとなっております。幹の周囲は2.3メートルとなっております。

続きまして、参考資料の説明をさせていただきます。こちらの写真は申請者の方から提供していただきました写真となります。申請樹木2と3は並んで立っていることから、佐潟水鳥・湿地センターから臨むと1本の大きなエノキのように見えるとのことでした。また今回、申請のあった3本の樹木について、申請者からさらにお話を伺ったところ、地元からはシンボルツリーとして認知されているような樹木であり、さらに地元の団体が主催する砂丘ウォーキングにより、地元だけでなく外部の方からも注目されているようなそういった樹木となっております。地元団体が主催で行いました砂丘ウォーキングについては、昨年度発行された赤塚ガイドブックに盛り込まれております。

小さくて大変恐縮ですけれども、赤枠の部分に注目してください。申請樹木2と3については、こちらで気になる木として紹介されております。また、樹木の保全活動についても、地元団体が中心となって行っているとのことでした。また、周辺の小中学校の総合学習の場としても活用されていると、地元団体の方がおっしゃってございました。

なお、これ以降の参考資料につきましては、保存樹の指定に関する参考事項となっておりますので、参考としてご確認ください。以上で、保存樹等の指定について説明を終えさせていただきます。

(紙谷会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆さんのご意見やご質問などありましたらお願いいたします。

(佐藤議員)

この樹木の生えているところは、民家の近くということなののでしょうか。それとも、ただの畑の中ということなのでしょうか。

(事務局：中村)

畑の近くとなり、畑地帯となります。

(佐藤議員)

そうしますと、日ごろ何か管理をされているのでしょうか。日ごろから見ていらっしゃる方とかはいらっしゃるのでしょうか。

(事務局：中村)

こちらの管理につきましては、畑等を管理される際に一体となって管理をされているとのことでした。併せて、小さいですが、こちらに看板がございまして、ここは昔、不法投棄をされるような場所になっていたのですが、看板を立て、地元の方々が丁寧に管理をし、不法投棄も少しずつなくなってきました。そういった畑の管理と併せて一緒に管理されている、そういった樹木となってございます。

(紙谷会長)

よろしいのでしょうか。ほかに。エノキってご存じですか、みなさん。新潟の海岸林では最もネイティブな広葉樹です。エノキ以外は大体ほかから入ってきたり、あるいは庭に植えられたものが飛び込んだりというものが多いのですが、これは本来の新潟海岸で保存樹に指定するには一番いい広葉樹ではないかと思えます。管理もほとんどしなくても大丈夫です。それも植えたものではなくても、ほとんど自然に芽生えたところから大きくなったものではないかと思えます。幹にとげではないですけれども、ぶつぶつがたくさん出ていて、木登りには少し向かない木なのですけれども、そういう海岸の近くに太い木があったら、そういうところを少し見ていただければ、すぐにエノキかどうか分かります。これは、鳥散布の樹木ですので、鳥が果実を食べて、あちこちに種をばらまいて自然に増えるのです。乾きにすごく強いので、本来の樹木ということで、保存樹に指定するのはすごくいい樹種ではないかと思えます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(岩田委員)

写真を見せていただいた中で、このエノキの周りにはかなり樹林帯というかたくさん木があるのですが、この木というのは、先ほどおっしゃられたエノキ林、ほかもこの周りでエノキが優勢なのでしょうか。

(事務局：中村)

ウォーキングマップ等を作っているとした話しをしましたが、その活動に携わる団体に国際情報大学も一緒にやっており、そちらの研究室の方が、この周辺の樹木を調べたところ、私の手元に資料がございまして、エノキ以外の木も小数はあるのですが、ほとんどがエノキとなっている樹林地帯です。

(岩田委員)

私、実際、参考資料の1枚目の佐潟のセンターありますよね、あそこから実際に眺めてみたのですが、そこから確認できるという申請樹木のこんもりとした樹冠の広がり、参考資料の写真にありますが、自分で眺めてみたなかではよく分からなかったのですが、ただ、あの辺りにきつとこういうエノキの樹林帯があるのだなということが解りました。この3本はとても木としての景観もいいと思いますし、樹高も幹回りも十分指定にふさわしいと思うのですが、それにプラスして佐潟の景観の成り立ちを理解する要素の一つになるのではないかとということで、広くたくさんの人に理解されやすい木ではないかと思しますので、指定に相当するのではないかと思いました。

(紙谷会長)

ありがとうございました。ウォーキングルートの中にあるということで、休憩するのにもとてもいい樹木ではないかと思えます。特にこれに関して意見ないようですので、提案のとおり答申したいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、議事次第3です。報告の1点目になります、保存樹等の指定解除について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：中村)

続いて、保存樹等の指定解除についてご報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則第8条の規定に基づき、所有者から保存樹等の指定解除申請があったために指定を解除した3本の樹木と、1件の保存樹林につきまして、第10条に基づきご報告をさせていただきます。表は、指定解除となりました保存樹の一覧となります。指定解除原因別に並べてございます。倒木のため指定解除した樹木が1本、所有者がご逝去されて管理困難となり、指定解除となった樹木が2本、合計3本となっております。

次の表は指定解除となりました保存樹林となっております。保存樹林につきましては、枯死を原因として指定解除した樹林が1件となっております。続きまして、指定解除しました保存樹林等の位置についてご説明をさせていただきます。中央区で樹木2本、江南区で樹木1本、西区で樹林1件となっております。

次に、指定解除となりました保存樹等について、個別にご説明をさせていただきます。まずは、保存樹木からです。一つ目は、指定番号63号の中央区姥ヶ山にありますエノキです。写真は指定時に撮影されたものとなっております。こちらにつきましては、落雷により倒木したことで、緊急的に伐採処理を行いました。その後、指定解除の申請を受理し、平成31年3月31日に指定を解除しております。二つ目は、保存樹指定番号105号、中央区鏡のケヤキです。こちらは、所有者がご逝去されて管理困難となったため、平成31年3月31日に指定を解除してございます。三つ目は保存樹指定番号258号、江南区城山のアンズです。こちらの樹木につきましても、先ほどと同様管理困難となったため、平成31年4月23日に指定を解除してございます。

続きまして、保存樹林についてです。保存樹林、指定番号23号、西区木場のクロマツ林です。こちらの樹林は枯死を原因とし、指定解除の申請を受理し、平成31年3月29日に指定を解除しております。参考資料として、次のページにて指定番号63号の樹木、その次のページにて保存樹林指定番号23号の樹林の指定解除時の写真を掲載してございます。保存樹等の指定解除についての報告は以上となりますが、指定解除以外について追加でご報告がございましたので、続けて報告させていただきます。

こちらの図は、先ほど保存樹指定の際にも提示させていただきました資料となっております。グラフ1と2を見ていただきますと、年々、保存樹等の指定件数は減少傾向にございます。このような状況の中、これまで審議会において緑化推進事業等の、特に保存樹の広報について今後検討していきたいと申し上げてございました。そこで、今年度A2版の保存樹に関するポスターを作成し、アピタ新潟西店にて掲示を行ってございます。また、このポスターの作成および掲載をするにあたりまして、所有者へ協力依頼のために訪問した際、保存樹についてお話を聞くことができました。こちらの保存樹は指定番号24号の西区小新にある保存樹となります。樹齢は100年を超えるケヤキになります。落ち葉の処理等は大変だけれども、所有者の方が幼い頃からある代々継承されている大切な樹木であることから、今後も維持管理について頑張っていきたいとお話を伺えました。

前回の審議会で紙谷会長から、指定しっぱなしではなく、保存樹にするまでの経緯や由来なども含めて周知していくことが大切だとお話ございましたが、今回のように所有者の協力依頼をきっかけに所有者の方から保存樹の情報を収集し、その情報を樹木マップに載せて



更新していくことで、市民の皆様がより興味がわく、樹木マップになっていくことと思ひ、保存樹について関心を持つことにつながっていくのではないかと考えてございます。今後もさまざまな広報媒体を活用し、保存樹に関する情報を市民に広く発信していく予定となっております。

最後に、こちらの写真は現在アピタ新潟西店でポスターを掲示しているものとなっております。今後は各区役所へ掲示や、中央図書館で毎月開催される企画展示において、保存樹に関するものを行うなど、保存樹の普及啓発活動を行っていきたくと考えてございます。以上で保存樹等の指定解除について報告を終えさせていただきます。

(紙谷会長)

ありがとうございました。それでは、ご意見やご質問などありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(椎谷委員)

このチラシに関してですけれども、ご興味のある方は、新潟市内のお近くの区役所など公共施設にて手に入るというふうに書かれているのですけれども、ウェブでもご覧いただけますと書かれているのですが、ポスターの中に例えばQRコードとか、そういったものは使わないのですか。よく、興味があると思って、見てみたいという方のために、下に例えばどこに検索だとか、新たにQRコードを貼るとかというのがあるのですけれども、ここにはないのですか。

(事務局：長谷部)

回答いたします。一応、検索というものはございまして、検索は新潟市樹木マップという形でしていただけると、ウェブ上のマップを見ていただけるということで紹介しているのですけれども、QRコードにつきましては、基本はスマホで見ていただく形ですので、樹木マップをスマホでは少し厳しいかというところがあって、今回は実際にものを見ていただくということと、ご自宅でPCで見ていただくという形でやっていただこうかと思ってやりました。もちろん、ご提案いただいているとおり、QRでもやれることは全然簡単にできますので、次回何かを作るときの参考にしたいと思います。

(椎谷委員)

公園マップを作られて、私どもは子育て支援センターでも貼らせていただいているのですけれども、公園マップのところにQRコードがあるので、非常に活用されている方もいらっしゃると思います。とてもおしゃれになって、興味が出るような感じに仕上がっていますので、ぜひとも皆さんが興味を持って、自分の家にあるものも少し指定してみようかというところまで持っていけたらいいのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

(事務局：中村)

ありがとうございます。

(紙谷会長)

今、若い人は家にPCを持っていない人が多くて、家に帰ってPCで見なさいということは、それは時代が変わっていますので、スマホですべて検索できるようなシステムにされたほうがいいと思います。よろしくお願いします。

(佐藤議員)

このポスターそのものはアピタに掲示したとありますが、ほかのところには掲示したりしているのですか。ポスターは何枚くらいお作りになっているのでしょうか。

(事務局：長谷部)

回答いたします。ポスターは、まず手始めに、アピタにて掲示させていただけるスペースがあったので、置かせていただいている形になっています。これは試験的ということなので、1枚1枚大型プリンターで出力したものを出させていただいて、まだ、版で起こした1,000枚とか2,000枚とかのポスターという形にしていけないものになります。今後動向を見ながら印刷機の手配等も含めながら、どういうふうにしていくかを考えていきたいと思いません。アピタだけだと、確かにPR力が少ないということは当然ながら認識しておりまして、これから区役所ですとかいろいろな形で、市民の皆様、区民の皆様に多く見ていただける場所になるべく多く掲示していけるようにしていきたいと思っておりますし、内容もまた、少し見直したりしていきたいと思っておりますのでございます。

(紙谷会長)

よろしいでしょうか。

(岩田委員)

素朴な質問ですけれども、マップに掲載されている樹木のお宅に伺う際に、一応お断りはするのでございますけれども、見せてくださいと言えはウエルカムで見せていただけるような話とか、保存樹に指定する段階で、話はされていらっしゃるのかという、受け入れる側も大変だと思いますので、心構えのようなものがあるのかどうか、お聞かせください。

(事務局：長谷部)

実際のところ、保存樹の持ち主もいろいろな方がいらっしゃると思っております、保存樹に指定されているのだけれども、樹木マップに載せないでほしいという方も実際のところいらっしゃる、その方については、当然載せていないというところがあります。また、載っている方についても、長らく管理している中で、メンタリティが変わっている方もいらっしゃる

しゃいますし、今回のポスターのところは非常によい方で、いろいろな情報も伺うことができますし、お話もできたということで、いろいろな形、時間をかける中で変わってきているというところは感じていて、かなり保存樹があることによってご苦労されているというところも、正直あろうかと思いますので、それも含めまして、保存樹のオーナーの方だけが苦しむのではなく、みんなで助け合えるような社会的な雰囲気を作っていければいいというところも含めて、なるべく不特定の方にPRできるような形で、今回のポスターを作っているという形でございます。

(紙谷会長)

保存樹に指定されれば、やはり原則公開というふうにしていただかないと、あまり意味がないですね。管理費だけもらって、でもこれは公開しないというのではまずいと思うのです。そこをきちんとお話いただいて公開していただくという。庭の中に入ってまでということは、もちろんそれは無理だと思うので、外から一般の方は見られるような、そういう配慮は必要かと思います。

あと、どういう由来で指定されたかということ、今、改訂版で書かれているということですので、そういったことを充実されて、もっともっとより身近なものにしていかないと、現状ではほとんどもう指定しっぱなしのような感じだったので、ぜひそういったところをさらに頑張っていたいただきたいと思います。

ほかにありましたでしょうか。

(渡辺委員)

資料の11ページにあります、枯死56件のうち41件が松くい虫被害によるものと書いてありまして、所有者に周知して被害の軽減に努めていますと書いてあるのですけれども、この辺を少し詳しく説明していただけますか。今、マツはこれだけ松くい虫に影響を受けやすい樹種ですので、所有者側が全面的に薬剤散布あるいはその他いろいろ対策を講じなければいけないのか、行政として少しは手を入れているのか、その辺も含めて教えていただきたいです。お願いします。

(事務局：中村)

新潟市としても、松くい虫というものは非常に被害が発生しているところもございまして、そういった対策として保存樹に関しましては、補助金制度、保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱というものを作りまして、樹幹注入ですとか薬剤散布に関して補助金が活用できるということで、平成28年10月1日から施行させていただきまして、活用いただいているところもございまして。それと併せて、所有者の方々には松くい虫に関する対策方法ですとか、樹幹注入、薬剤散布、あまりないですけれども土壌灌注ですとか、そういった部分につ

いて分かりやすい資料を送りながら、所有者の方とコミュニケーションをとって防除を実施していただいている状況となっております。

(渡辺委員)

もし、所有者の方が金額的に負担が大きく、対処が難しい場合にはどういうふうにしていますか。

(事務局：長谷部)

基本的には、それぞれの保存樹は所有者のものでありますので、私どもとしてはまず補助金を出してお助けさせていただくという立場でありまして、それでできない、厳しいという場合はまた再度お願いしたりという形で、申し訳ないのですが、頑張ってもらえるようお願いしているところでございます。

(渡辺委員)

50センチくらいのマツになりますと、樹幹注入も7年間くらい持つ薬剤もあると思うのですが、1万5,000円くらいでけっこうお金としてはその辺かかってくるものなのかと。1本当たり、数が多くなればまた別なのでしょうけれども、そういう中で保存樹として認定して、昨年あたりもけっこう枯損している数が散見されておりますので、その辺安易にそういったマツに対する保存樹の指定というのは、せっかく指定したのにまたすぐ枯れてしまったでは困る話なのかというふうに感じております。

(事務局：長谷部)

確におっしゃるとおりだと思います。昨年度から要綱の要件を緩和して、今までよりも使いやすい、もしくは所有者にお金の面でも少し楽にするような形でさせていただいているところでございますので、また所有者の事情とかお声を聞きながら、今後どうしていくか検討していきたいと思っております。

(紙谷会長)

この審議会でも、この話に対してはけっこう前から議論もしてきました。それで、例えば、枯れたときにかかる伐倒、それから焼却処分するにしても、そこにかかる経費と防除にかかる経費と両方お示しして、防除のほうがはるかに安いという話をして説得しようという話は、前からしていたところだと思います。そういったところを今後も説得して、ちなみに今回のこの保存樹林で枯れたクロマツは、ここはどうだったのですか。

(事務局：中村)

こちらについては、松くい虫被害ではなく、単純な枯死です。原因は分かりません。

(紙谷会長)

分かりました。ほかにありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、議事次第第3、報告の2点目「新潟市みどりの基本計画第2次実施計画の一部改訂について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：中村)

こちらにつきましてはお手元にお配りしております資料を確認いただきながらご説明を聞いていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。資料3「新潟市みどりの基本計画第2次実施計画の一部改訂について」とあります資料をお手元にご用意してお聞きください。1枚めくっていただきまして。4スライド出てくるかと思うのですが、前回の審議会では第2次実施計画の全体評価、およびそれに伴う改善案を報告させていただきました。今回は、その結果に伴いまして改善しました計画内容についてご報告をさせていただきます。

まず、こちらが前回の審議会にて報告いたしましたスライド資料の計画改善に関して抜粋した資料を並べております。評価に伴い、このように計画の改善方針を立てております。評価内容につきましては、前回の審議会にて報告をしておりますので、ここでは省略させていただきます。左上の1ページ目ですが、基本方針についてとなっております、評価結果より改善の必要はないと判断してございます。右上の2ページ目ですが、実施事業は評価に伴い事業の拡充および見直しを行うこととなりました。そして、3ページ目、4ページ目では事業の拡充、見直しの方針を立て、各方向性にて事業の改善を実施することというふうになってございました。ここまでが、前回の審議会にて報告させていただきました内容のおさらいとなっております。

5ページと書いてございます資料をお手元にご用意ください。こちらが第2次実施計画実施事業一覧表となっております。改善方針に伴い見直ししました事業一覧表の新旧対応表がこちらとなっております。左側が改訂前、右側が改訂後の内容となっております。改訂前の表を見ていただくと分かりますが、整備事業の完了や事務事業点検等による評価に伴い、事業の統廃合等を実施してございます。また、改訂後の内容につきましては、新たに既存ストックの活用に向けた新規事業や持続的な展開を行えるような緑化推進事業を新たに追加してございます。このようにして実施計画の改訂を行いました。

改訂しました実施計画につきましては、もう1ページめくっていただきますと、改定後の実施計画書を打ち出したものとなっております。ここですべて説明することは、時間の都合上難しいところがございますので、新規に追加しました事業だけ簡単にご説明させていただきたいと思っております。実施計画書の9ページをご覧ください。こちらが都市公園ストック再編事業となりまして、こちらの説明をさせていただきます。こちらは既存の公園において周辺環境等に配慮し、地域のニーズに合った公園に再整備する事業となっております。具体

的には下段における整備イメージを見ていただけると分かりやすいと思いますが、地域ニーズに合った既存公園の機能再編を実施していきます。現在の実施箇所といたしましては、子育て支援に向けた再整備として、保育園が隣接し子育て世代の多い公園2か所にて事業を実施しているところでございます。

1 ページめぐりまして、もう一つ追加しました事業が、こちらのフラワーパートナー事業について説明させていただきます。こちらが新たな緑化推進事業として取り組んでいる事業となっております。この事業については、企業等の民間団体と協働にてまちなかに花やみどりを植え緑化の推進を実施していく事業となっております。具体的には、花やみどりを育てるパートナーを募集し、花の購入から植え付け作業、補助的な水やり等の管理をパートナーより実施していただきます。また、企業側にはパートナーとして協力していただく代わりにプランターに企業のロゴ等を印刷した看板を貼り付けることができ、社会貢献活動の一環として、企業アピールをすることが可能となります。現状の実施箇所は東大通りとなっておりますが、今後、ほかの箇所も含め実施を検討していきたいと考えてございます。このように新しい緑化の推進を実施していくこととしております。以上で、新規に追加した事業の説明を終わります。

また、先ほども少しご説明させていただきましたが、13 ページをご覧ください。緑化に関する広報も重要ということで、前回の評価より上がりましたが、まず保存指定事業より取り組むこととしてございます。実施計画の13 ページにて保存の事業の内容が書いてございますが、広告の取組みといった点を事業内容に追加してございます。内容につきましては先ほどもご説明させていただきましたので割愛させていただきますが、このような形で今後も緑化推進事業等広報に努めていく所存としております。以上、第2次実施計画における改訂内容についてご報告をさせていただきました。

(紙谷会長)

ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

(佐藤議員)

13 ページの今ほどご説明いただきました保存樹指定事業の広報活動ということで、保存樹を活用した緑化啓発活動を定期的に行うとありますが、具体的には例えばこういったものがありますでしょうか。

(事務局：長谷部)

回答させていただきます。先ほど少しふれた内容になりますけれども、保存樹を紹介する企画展を、例えばほんぼーとですとか、いろいろなことに興味のある人が集まる場所で実

施したいというところを、まず第一弾として考えるところでございます。例えばいろいろなところで撮ってきた保存樹の写真を展示して、これはどこの保存樹であるとか、まず知っていただくところからかと思っております。そのようなところから始めながら、これから企画をさらに追加していければと思っているところでございます。

(佐藤議員)

新潟市では、例えば潟マップを作って、潟めぐりスタンプラリーみたいなことが行われていたかと思うのですが、大変好評だったようで、コンプリートされる方も続出するといったことがありまして、それはもう終わったのですけれども、保存樹も積極的に公開していいという方の保存樹であるとか、あるいは巨木というくくりで、公共施設に生えているものなどを巡ってスタンプラリーをするような企画をされると、また人気が出るのではないかと思います。

(事務局：長谷部)

ありがとうございます。保存樹についても、まちあるきみたいな形で見ていけるようなことを企画して検討していたところでございますけれども、私、実は潟マップの制作もかかわっていたのですけれども、潟の場合、駐車場から駐車場へという形で移動できるのですけれども、保存樹の場合、いろいろな交通条件があって、それにどう合わせていくかというところがあるかと思いました。全部歩いて行くと、もう何時間も歩き続けなくてはいけないところがありますので、その辺はどういうふうな形で解決していくかということ、例えば自転車ですとかいろいろな形を考えて検討していきたいと思っておりますので、またご相談させていただければと思います。ありがとうございます。

(紙谷会長)

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(椎谷委員)

先ほど、会長も言われていましたけれども、プライバシーというものをしっかり守っていかなければいけないけれども、申請をして保存樹だということで、認定されていたらある程度公表するというふうにしていかななくてはいけないとも思います。ただ、今、何でも写真を撮ったり、プライバシーにまで入ってってしまう可能性があるということも、このマップに載る方々にはしっかりと伝えていかなければいけないかと思えます。

私の知っている方で、本当に見ているだけで癒やされるという方がいて、ずっと見ていたいという方がいるのです。そうしますと、木の下にずっとその人がいるということになると非常に怪しい感じになることもあり得るというふうに、よくよくマップに載せる方々に知らせていかななくてはいけないのではないかと。もらう側からすると、それはもう了解のもとだ

というふうに思ってしまうかもしれないと思いますので、そこら辺の配慮をいま一度考えていただければと思います。

そして、9ページですけれども、都市公園ストック再編事業というところのイメージ図ですけれども、公園で緑の丸ですが、この丸が減らされているのですけれども、この丸というのは日陰の部分のことですか。何か意味がありますか。

(事務局：中村)

こちらの整理イメージ図ですけれども、実は国交省のホームページからとってきてございまして、これは補助金が活用できるようなそういった事業にもなっておりまして、国交省も推奨しているようなそういった事業になります。おそらく、この緑の絵については樹木だとは思いますが。やはり今、うっそうとしているような、防犯上も少し危ないような場所もございまして、そういったところについては、事業を活用して視認性の向上、もしくは生かす樹木ではないですけれども、大切な樹木を守っていくためにも間引き等を実施することで公園の中もよりよくなるかなと。おそらく樹木の絵で、それを少し減らしながら、地元のニーズですとか、そういった管理の方法を考えながら見直しをかけていく、イメージ図としております。

(椎谷委員)

とにかく暑い夏ということもありますし、日陰というのはすごく子供たちには大事なところなのです。例えば日陰を作るためのものがあって、意味をもっているものが減らされるということがないようにというふうに。気候がとにかく暑かったり、いろいろありますのでお願いしたいと思います。

(事務局：中村)

ご意見ありがとうございました。

(紙谷会長)

ありがとうございました。樹木マップの話で、今ほどずっと見続けていると変な人みたいな話があったのですけれども、そういうものも含めてそれぞれの樹木を、例えばそういったことに適している樹木とか、それから駐輪、駐車とかが近くに可能なところとか、あるいは写真は撮ってもいい、あるいは写真を撮っては困るとか、個々の樹木ごとにそういった一般の人が見に来ていただけるときに気をつけていただくとか、あるいは推奨してできるところとか、そういう整理の仕方をしていったほうがいいかと思えます。

だいぶ前に、この審議会で話が出たと思うのですけれども、一般の方にそういう写真を撮っていただいて、一般の方の写真をむしろこちら側で整理してアップしていくみたいなことをやると、積極的に見ていただいたりすることもできるので、そんなことも少し考えていた



できればいいかと思えます。よろしいでしょうか。

(岩田委員)

前回の会議の中で事業統合という話があった際に、フラワーハンギングとウエルカムフラワーとフラワーロードを、似たような事業だということで一つのものにするという意見をお話したときがあったのですが、それは観光面からとかというところで緑化を使ってということをお話をさせていただいた際に、小林委員から、逆に地域の独自性とか自由性を尊重するという観点が欠落するのではないかというお話が出たように記憶しているのですが、今回の改定の中で、その辺の手当というものをされている部分はあるのでしょうか。

(事務局：長谷部)

ご質問ありがとうございます。今回、こちらの考えたまとめ方としては、民間企業と組んで管理していこうというような形でありまして、どちらかというところの制度は、民間企業の独自性をそのまま生かす形でやっていただくような組み立てになっています。だから時間をかけてやっていくと、地域性とかが生まれてくるのかと思っているところでございます。

いわゆる地域性というところ、この地域はこういう特性だから、こういう花を植えましょうということはあると思うのですが、むしろ企業そのものの色にお任せしてみるという形で、そうすると市が一方向的に画一的に花を植えるというのではなくて、いろいろなものを植えられていく。

例えば、JTが入ってくるというところと花煙草とか植えていただいたり、あとは保険会社が入ってくると、ゴッホのひまわりを持っているから、うちがゴッホのひまわりを植えましょうとかという形で、それぞれの色が出ていくというようなところがありまして、時間をかけていくと、もう少しいろいろな形で、地域ならではの色が出てくるのかなと考えているところでございまして、そのようなことで、直接地域性というわけではないですが、自由に任せながらバラエティ豊かな形でおもしろさを出していこうという形の組み立てで今回作らせていただいております。できればそういった形で何箇所かでパートナーの展開をしていって、地域ごとにまた違う色が出ていけば、それはそれでおもしろくなるかとは思っているところでございます。

(紙谷会長)

よろしいでしょうか。ほかにありませんでしょうか。

(菊野委員)

関連しましてパートナー事業の件について、現在パートナーとなっている企業、団体がどのくらいあるのですか。大体でも結構ですけれども、それから、そういうところにはどのようにしてPRしていっているのか。プランターが今どのくらいあるのか数が分からないの

ですけれども、何割くらいパートナー団体によって利用されているのでしょうか。

(事務局：長谷部)

今、展開している地域は万代の流作場五差路の周辺で、プランター数は全部で134基ございます。まだ手がついていなくて残っているのが12基ありまして、残りはみんな企業の管理が進んでいるという形でありまして、企業は1個だけ管理しているところから30基くらい管理しているところまで、いろいろです。企業は全部で約15企業くらい入っているところです。そのような形でやっていただいております。

(菊野委員)

そうすると、134の中で一つだけ管理するという団体もあると統一性はなくなるわけですよ。ただその辺は自由度を高めて、先ほどのバラエティ豊かな植栽を目指すということですか。

(事務局：長谷部)

そうです。その形になりまして、どちらかというときに本当に自由にしていく。例えば同じような形の制度だと、福岡市などは企業からお金だけいただいて、あとは市で植えるというような形になっていて、そうすると、画一的になってしまうところもありますので、もっと色を出していただきたいというところはあります。

ただ、やはりPRはおっしゃるとおり難しく、一度市報に載せたのですけれども、あまり反応もなく、1件だけ応募していただけたのですけれども、職員が近隣の企業を回ってお勧めしながらという形です。それが一番。あまり離れたところだと管理しにくいので、やはり近隣という形になると、1軒1軒訪問ということが一番よいという形になって頑張っているところです。

(菊野委員)

最後にもう一つだけ。この事業はいまのところ東大通の134基ということですが、今後は他の区に展開していく予定はないのでしょうか。もっと言うと、他の区にも展開していくのいいと思います。

(事務局：長谷部)

そうですね。まずは、中央区を中心にして考えておりまして、ちょうど五差路の周辺なので、今度は駅の近くとかその周辺でやっていけるといいなと考えているのですけれども、それは企業がしっかり集積しているからというところがございます。もちろん他の区につきましても、商店街ですとか、そんなに大きくないかもしれないけれども工場とか、いろいろなサービス施設とかありますので、そのようなところにお声がけできるようであれば、区役所と相談していくことはできるかと思っておりますけれども、まずは、今やり始めたところを見なが

ら、状況を見て展開していければと思っているところでございます。

(紙谷会長)

せっかくの事業ですので、拡大されるといいと思うし、この写真がよくないかもしれない。さみしい感じですよ。もうちょっと目立つ、寄せ植えっぽいい感じのものができるといいです。これは管理されているかどうかに関しては、市ではチェックされているのですね。

(事務局：長谷部)

はい、当然、定期的というわけではないですけれども、ちよくちよく足を運んで、状態を確認しながらやっているところでございます。

(紙谷会長)

分かりました。ほかにありませんでしょうか。

12 ページの緑地協定、これも今回統合した感じになっていると思うのですけれども、指定されているエリアだけの話に多分なってくるのかと思うのですけれども、団地などでもすごくきれいに庭を作っている方が出てくると、周辺の方も影響を受けてきれいにされるのです。ああいうことはすごくいいと思うので、うまくそういう人たちにも支援していただいて、その団地全体がうまく、個人の力だけでも十分にいい緑地になるような気がしますので、そのあたりの対応がうまくできないかと、前から思っているのです。

あと、最近若い方が家を建てると、ほとんどコンクリートをべたっと張ってしまって、駐車できるだけにしてしまうのです。ほとんど庭を作るという状況になっていなくて、どんどん庭が減っているような気がするのです。そのあたりも気がかりなところなのですけれども、そういうこととか、市の方でも考えていらっしゃることはないですか。

(事務局：長谷部)

確かに私たちが生垣に関する助成などはやっているのですが、最近は生垣を作る場所もなく、ほとんど駐車場になってしまっているという現状はとらえていて、需要が変わってきたなどというのはとらえているところでございますけれども、では実際にどうしていくのかというような具体的な方策まではないですけれども、例えばプランターとかそういう形になるのでしょうか。駐車場であっても植えられるようなものとか、何か考えて行かなければならないかというところはありますけれども、まだ具体的に何をどうするということまで突っ込み切れていないところがございます。

(佐藤委員)

市の事業と直接は重ならないかもしれないのですけれども、私、花と緑のアドバイザーというところから来ておりますけれども、花と緑のアドバイザーでは、無料で花と緑のアドバイザーを派遣するという事業をやっているとして、個人が呼ぶことはできないのですけれども、

何人かの団体であれば、例えばプランターをきれいにしたいけれども、どんなものを植えたらいいか、どうやったらいいか、そういったことをアドバイスしてくれる専門家の方が、たくさん登録されておりますので、そういうものを無料で利用することも可能なので、例えば自治会とか、少し大きな企業とか、そういうものも活用されて、プランターとか緑化の方に頑張っただけであればと思っています。

(紙谷会長)

ぜひ、チラシを作って自治会に配ってください。各町内会にそういうことが知れ渡るようにしていただければ、今の提案はすごくいいと思うので、ぜひお願いしたいと思います。ほかにありませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかに、この件以外のことでも結構ですので、何かお気づきのこととか、皆さんからお話しただけのような内容がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ないようですので、本日の緑化審議会、これで終了いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司会)

今日、机上にお配りさせていただきました緑百年物語の関係ですけれども、これについて小林委員からご説明があればお願いいたします。

(小林委員)

今日できたてほやほやの秋号というものをもちました。ここには新潟市の取材先でありますしょうとくこども園の園長先生のお考えと、市長のメッセージを載せました。園長先生は、今回子どもたちの顔が写っている写真があると思うのですが、入園する際には、うちの園は子どもたちの顔を出してもいいですよという方を、保護者の方にご説明をして入園いただいているのだというお話とか、それから食材には非常にこだわりを持って子供たちに接しておいでたり、なお、木の香りのする園庁舎でこの子たちを伸びやかに育てたいと、そういう思いを語られている方でしたので、今日お持ちいたしました。

あと、春に「緑の募金」の街頭募金をやりました際に、市長にも出ていただいたものですから、最後の方になりますが、秋号には本町・古町、賑やかさの上では非常に地盤沈下が進んでいるという話もありますけれども、当日は賑やかに過ごすことができましたので、県知事や理事長、それから市長とお揃いになりまして、募金の周知活動をしていただきました。できたてでしたけれども秋号をお持ちしました。春号については、当委員会の理事長であります平山征夫さんが緑百年という名前をつけた由縁になるような思いを載せてありますので、改めて皆さんに見ていただくとありがたいと思い持参しましたので、よろしく願いをいたします。

(司会)

ありがとうございました。

紙谷会長から、新潟森のシンポジウムの関係でございましたら、お願いします。

(紙谷会長)

緑の1枚ものがあります、今度の日曜日ですけれども、県主催で新潟日報社が運営してくれているのですけれども、国の森林環境税、譲与税というお話は皆さんご存じでしたか。ほとんどご存じないですね。今、東日本大震災関係で皆さん1,000円ずつとられているのは知っていますか。知らないでしょう。国の税の取り方というのは、いつの間にか1,000円取られたりしているのですけれども、それが5年後に森林環境税に切り替わって、いつの間にか東日本大震災の1,000円が森林環境税の1,000円に切り替わるということも、実はもう法律で決まっていますのですけれども、そこで集められたものが市町村単位に譲与税という形で配分されるのです。新潟県で一番多く配分されるのは新潟市です。森林はどこにあるのという感じなのですけれども、人口とか、一番効いてくるのは、新潟市の場合人口が一番効いてきて、新潟市は魚沼市の10倍くらい譲与税が入るのです。そういう現実があって、全国のそういう制度からすると、新潟県はすごく、新潟市はいいのですけれども、効率よく使っていただければいいのですけれども、魚沼市のようにすごく森林面積があるのに、横浜の2万分の1しかお金が入らないとか、そういうとんでもないことが実は今、とんでもないといえますか、国の制度からすると新潟県みたいところはほとんど恩恵がないといえますか、新潟県独自の考え方でいかないと、新潟県の森林の整備とか、今後の山間地域を守っていくということに関しては、なかなか難しいだろうという状況に今なってきているのです。県でも独自に、私の方で森林の整備と財源の在り方についてという、県でそういう検討を今やっているのですけれども、その実態を皆さんに理解していただいて、ここで考えていただくとしたシンポジウムを計画しました。森林のことを知ってみたいとかという方が周りにいらっしやったら、ぜひこれを宣伝していただければと思います。よろしくお願いします。

(司会)

ありがとうございました。

予定していた内容はこれですべてとなります。委員の皆様におかれましては、本日貴重な意見をいただきまして、大変ありがとうございました。本日の審議会の内容につきましては、事務局で議事録作成後、議事録署名員に確認いただいた後に、議事録と合わせ本日の資料を後日本市のホームページで公開させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次回の緑化審議会の委員につきましては、委員改選後の開催ということになりますけれども、事務局より改めてご相談申し上げることもあろうかと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、2年間の任期中、さまざまなお意見、ご助言をいただきましたことに、改めて深くお礼を申し上げます。皆様にはいただきましたご意見を踏まえまして、本市の緑化推進の取組を進めていきたいと考えております。

以上をもちまして、第 50 回新潟市緑化審議会を閉会させていただきます。本日は大変ありがとうございました。